

○南越清掃組合ごみステーション設置及び管理要綱

平成19年4月1日

南清組告示第3号

(目的)

第1条 この要綱は、効率的に家庭ごみの収集を行うためのごみステーション(以下「ステーション」という。)の公益性を考慮し、その設置基準及び管理責任を明確にすることにより、家庭ごみの円滑な排出と地域における清潔なまちづくりを推進することを目的とする。

(ステーションの定義)

第2条 この要綱においてステーションとは、各家庭から出されたごみが収集されるまでの間、次の各号に掲げる種類ごとに一時的に置かれる場所として使用するものをいう。

- (1) 燃やせるごみ
- (2) 燃やせないごみ
- (3) 容器包装プラスチックごみ
- (4) 資源ごみ及び有害ごみ

(設置の基準)

第3条 前条第1号から第3号までに規定するごみのステーションを設置するときは、第1条の目的に基づき、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) ごみの排出及び収集作業に支障のない場所を町内会又は使用する者の話し合いによって自主的に決定すること。
- (2) 使用する者がお互いの意見を尊重し、ステーション付近の住民及び土地の所有者に事前に了解を得て、設置後に問題が生じないようにすること。
- (3) 収集路線の概ね100mに2か所を超えないこと。ただし、管理者が設置することを適当と認めたときは、この限りでない。
- (4) 1か所あたりのステーションを使用する世帯数は、管理上の必要から概ね20世帯を単位とすること。ただし、1集落の世帯数が20世帯未満の集落については、この限りでない。

2 前条第4号に規定するごみのステーションを設置するときは、第1条の目的に基づき、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) ごみの排出及び収集作業に支障のない場所を町内会又は使用する者の話し合いによって自主的に決定すること。
- (2) 使用する者がお互いの意見を尊重し、ステーション付近の住民及び土地の所有者に事前に了解を得て、設置後に問題が生じないようにすること。
- (3) 収集路線の概ね100mに1か所を超えないこと。ただし、管理者が設置することを適当と認めたときは、この限りでない。
- (4) 1か所あたりのステーションを使用する世帯数は、管理上の必要から概ね50世帯を単位とすること。ただし、1集落の世帯数が50世帯未満の集落については、この限りでない。

3 ステーションの設置後においても交通上の障害又は収集作業に支障をきたすなどの事態が生じた場合は、ステーションを撤去し、改善し、又は移動するものとする。

(平20南清組告示8・一部改正)

(設置できない場所)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ステーションを設置することができない。

- (1) 車両又は歩行者が通行するときに道路としての機能に支障をきたすような場所
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条に定められている、バス停留所、消火栓、交差点、横断歩道、火災報知機などの付近で、ごみの収集車両が停車できない場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、冬期間の徐排雪の支障となる場所、子供の飛び出し等道路交通上危険な場所、常時駐車車両のある場所、収集車の方向転換に支障のある場所又は建造物を損傷する恐れのある場所

(ステーションの設置の申請)

第5条 ステーションを設置しようとする者(以下「申請者」という。)は、ごみステーション設置(変更・廃止)認定申請書(別記様式。以下「認定申請書」とい

う。)を管理者に提出するものとする。この場合において、申請者は、当該ステーションの設置しようとする場所の区域の町内会の長の下承を得なければならない。

2 前項の規定は、ステーションの設置場所を変更し、又は廃止しようとするときに準用する。

3 管理者は、申請者から設置又は変更若しくは廃止に係る認定申請書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置場所としての適否を判断し、町内会と協議のうえ決定しなければならない。

(ステーションの使用上の留意事項)

第6条 ステーションを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、ステーションの適正な管理を保持するため、排出に際し分別ごとの排出方法、排出日などの遵守事項を守らなければならない。

2 利用者は、道路をステーションとして使用している場所については、ごみの収集が完了したときは、元の状態に戻すものとする。

3 利用者は、ごみの排出を収集日当日の午前6時から午前8時までの間に行わなければならない。

4 管理者は、第1項に規定する遵守事項が守られていないごみがステーションに排出されていたときは、別に定める注意書きを当該ごみの袋に貼布して、これを収集しないものとする。

(冬期間のステーション設置の特例)

第7条 管理者は、冬期間において降雪等の影響によりステーションの移動又は閉鎖の必要があると認めるときは、当該ステーションの存する町内会の長の下承を得た上で、移動又は閉鎖をすることができる。

(その他)

第8条 この要綱を施行の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に設置をされたステーションについては、なお従前の例による。

(ゴミ容器破損補償基準等の廃止)

3 次に掲げる基準及び要綱は、廃止する。

(1) ゴミ容器破損補償基準

(2) 通学路及びその周辺における交通事故防止基準

(3) 繁華街等における集中作業実施要綱

附 則(平成20年南清組告示第8号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

ごみステーション設置(変更・廃止)認定申請書

年 月 日

南越清掃組合管理者 様

住所

申請者 氏名

電話番号

下記の理由により、ごみステーションの設置(変更・廃止)についての認定を申請します。

記

- 1 設置の理由
- 2 設置場所
- 3 マンション(アパート)名
- 4 利用者世帯数
- 5 収集開始日
- 6 ごみの種類 もやせるごみ 燃やせないごみ 容器包装プラスチックごみ 資源ごみ及び有害ごみ
- 7 管理担当者
- 8 区長確認 町区長 ㊟
- 9 添付書類 位置図及び設置図面

申請に際し、次のことを厳守します。

- (1) 排出時のごみの分別、排出方法、排出日などの遵守
- (2) 収集後のステーションの整理整頓

以上のことが遵守できず、ごみ収集ができない状況が続いたときは、認定を取り消されても、異議ありません。

収集業者への連絡

済

別記様式(第 5 条 関 係)

(平 2 0 南 清 組 告 示 8 ・ 一 部 改 正)